

## ○環境総合政策会議設置要綱

### (設置)

第1条 環境基本条例(平成8年横須賀市条例第26号)第12条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の実効的かつ体系的な推進を図るとともに、戦略的な環境施策を検討し、かつ、推進するため、庁内に環境総合政策会議(以下「政策会議」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 政策会議は、別表に掲げる職員を委員として組織する。

### (委員長等)

第3条 政策会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は副市長事務分担規則(平成29年横須賀市規則第63号)第2条の規定により環境部に属する事務を担当する副市長(以下「担任副市長」という。)をもって充て、副委員長は、環境部長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 政策会議の会議は、委員長が招集する。

2 政策会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (専門部会)

第5条 政策会議に専門的事項を検討し、当該検討事項を推進するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は、専門部会において検討した事項を政策会議に報告しなければならない。

4 この要綱に定めるもののほか、専門部会の設置及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### (庶務)

第6条 政策会議の庶務は、環境部環境政策課において行う。

### (その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、政策会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

担任副市長 市長室長 経営企画部長 まちづくり政策担当部長 総務部長 財務部長 文化スポーツ観光部長 民生局地域支援部長 健康部長 環境部長 経済部長 都市部長 建設部長 港湾部長 上下水道局技術部長 消防局長 教育委員会事務局等事務分掌規則（平成10年横須賀市教育委員会規則第3号）第2条各号に掲げる部の部長
---